

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年度いじめ防止基本方針

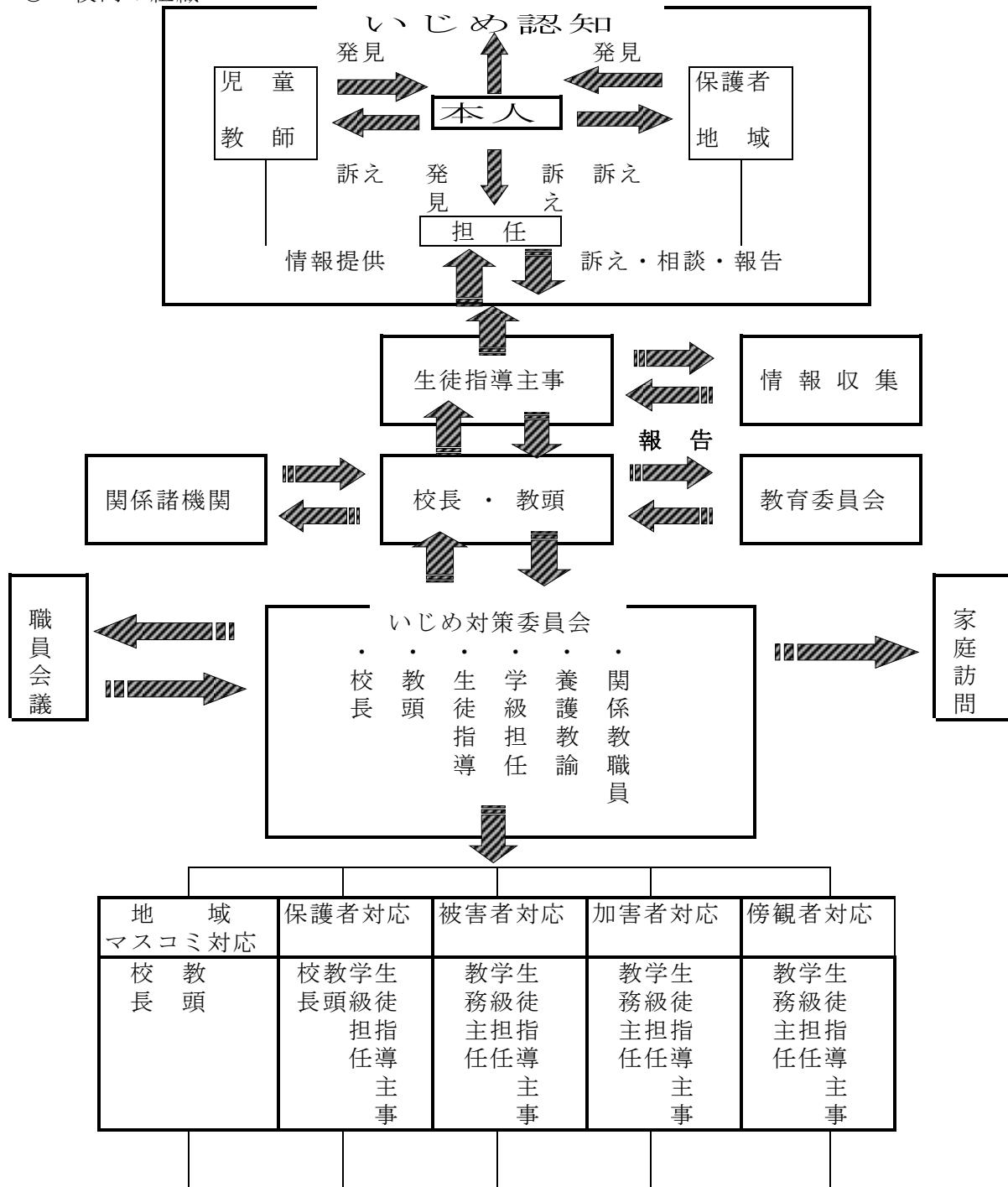
宇和島市立北灘小学校

1 基本理念

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に楽しく取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ防止に全力を尽くす。
- 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは人間として絶対許されない行為である」ということを理解させ、「いじめを許さない、いじめを見逃さない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- いじめへの対処は、全職員の共通理解の下、組織的に取り組むとともに、保護者や関係機関との連携を図る。

2 組織

- 校内の組織



- 対外的な組織
 - ・学校運営協議会を活用する。

3 いじめの定義

(定義)

「いじめ防止対策推進法」第2条

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。
- 具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

4 年間計画

- ◇ 5月から、毎月第2週の「なかよしタイム」で全校教育相談を、第3週「にこにこ週間」で学校生活アンケートを行い、児童一人一人に教育相談を行う。
- 4月・・・学校いじめ防止基本方針の共通理解
5月・・・学校生活アンケートの見直しと検証
7月・・・教育活動に関するアンケートの実施
8月・・・学校評価による検証
10月・・・児童生徒をまもり育てる協議会の開催
11月・・・学校生活アンケートの見直しと検証
12月・・・教育活動に関するアンケートの実施
1月・・・学校評価による検証
2月・・・学校生活アンケートを見直しと検証
3月・・・学校いじめ防止基本方針の見直し

5 いじめ防止のための取組

(1) 安全で楽しい学校生活の構築

- 授業の充実に努め、分かる喜びや、学ぶ楽しさを味わわせる。
- 縦割り班活動や児童会活動を充実させ、温かい人間関係を育てる。
- 児童一人一人が自己有用感や充実感を味わうことのできるように、学校行事や体験活動を充実させる。
- インターネットや携帯電話・スマホ等を使つたいじめへの対応のため、児童に情報モラルを身に付けさせる指導を充実させる。

(2) 思いやりの心や感謝する心の育成

- 道徳の時間を要として、全教育活動を通して、道徳教育を推進する。
- 認め合い、戒め合い、支え合う温かい集団づくりに努める。
- 学校生活や社会のルールを守る態度を育て、正しい判断力を身に付けさせる。

(3) 教職員一人一人の危機管理能力の育成

- いじめに関する校内研修を充実させ、お互いの資質の向上に努める。また、研修会等にも積極的に参加するとともに、情報の共有に努める。
- いじめを把握し、いじめに対処するための実践的指導力の向上を図る。
- 教職員一人一人が、報告・連絡・相談の重大性について認識するとともに、緊急時に適切に対応できる能力を身に付ける。

(4) 家庭や地域への啓発

- 家庭や地域に対して、いじめ問題の重要性について理解を促し、三者が連携して取り組むことの必要性を啓発する。

6 いじめの早期発見

(1) 児童の実態把握

- 児童一人一人の観察に努めるとともに、コミュニケーションを深める。
- 教職員間の情報の共有に努め、共通理解を図る。
- 学校評価に関するアンケートを検証する。
- 保護者との連携を密にするとともに、地域からの情報を集める。
- 養護教諭と学級担任との連携を密にし、情報の共有に努める。
- 休み時間を児童とともに過ごすことにより、信頼関係を築くとともに、児童間の人間関係などの実態把握に努める。

(2) 学校生活アンケートの実施

- 毎月1回アンケートを行い、早期発見に努める。
- アンケート結果を検証し、実態の把握とともに教育相談に活用する。

(3) 教育相談の充実

- 毎月第3週の「なかよしタイム」で、全校教育相談を行う。
- 教職員間で情報を共有するとともに、気になることについては早期対応に努める。

7 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 特定の職員で抱え込むことなく、速やかに校長・教頭に報告し、組織的に対応する。
 - 速やかに関係児童から事情を聞くとともに、被害児童や知らせた児童の安全を確保する。
 - 全教職員の共通理解の下、関係機関と連携して対応する。
- (2) いじめられた児童への対応
 - 事情を聞くとともに、心のケアを行う。また、保護者への説明を行い、今後の取組に対する共通理解を図り、信頼関係を築く。
 - いじめられた児童の安全確保や支援体制を構築し、今後の学校生活に対する不安を取り除き、安心感をもたせる。
- (3) いじめた児童への対応
 - 教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、自らの行為を反省させるとともに責任を自覚させる。
 - 犯罪行為として取り扱われるべきとして認められる場合は、早期に警察へ相談・通報の上、関係機関と連携して対応に当たる。
 - 保護者の理解と協力の下、継続的に指導する。
- (4) 再発防止に向けての取組
 - いじめが起きた集団への指導を行う。
 - なぜいじめが起きたのか、原因を究明するとともに、指導体制の見直しを行う。
 - 必要に応じて、児童生徒を守り育てる協議会を開催し、今後の対応について協議する。
 - いじめが解消しているかどうか、3か月間は経過観察を重視する。

8 重大事態への対処

《学校が調査主体の場合》・・・教育委員会の指導・助言の下、以下の対応を行う。

- (1) 重大事態の調査組織を設置する。
 - いじめ防止対策委員会を調査組織の母体とする。
 - 必要に応じて、児童生徒を守り育てる協議会を調査組織の主体とする。
- (2) 事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - 生徒指導主事の指示の下、児童に関する職員が2名以上で迅速に事情を聞く。
 - いじめ防止対策委員会において、いじめ行為の事実関係を可能な限り客観的に明確にする。
 - 児童生徒をまもり育てる協議会において、調査内容について協議する。
- (3) いじめを受けた児童、その保護者に対して情報を適切に提供する。
 - 関係者の個人情報に配慮しつつ、明らかになった事実関係を適切に伝える。
- (4) 調査結果を教育委員会に報告する。
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- (6) 重大事態とは以下の通りである。（いじめ防止対策基本法より）
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめであることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。